

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）神奈川県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成 20 事務年度（判）第 19 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官城處琢也、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1860 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 6 月 22 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用し、法令の適用は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 4 月 21 日

金融庁長官 佐藤 隆文

## 別紙

(法令の適用)

### 第1の事実

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第175条第1項第2号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法第166条第3項、第1項第1号、第2項第1号ヨ、金融商品取引法施行令第28条第1号、金融商品取引法第176条第2項

### 第2の事実

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第175条第2項第2号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法第167条第3項、第1項第4号、金融商品取引法第176条第2項

## (参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実  
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、

第 1 平成 18 年 3 月ころ、東京都渋谷区代々木四丁目 6 番 17 号に本店を置き (当時)、衣料品の製造、加工及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた株式会社キャビンの取締役であった B から、同人がその職務に関し知った、株式会社キャビンの業務執行を決定する機関が大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との業務上の提携の解消を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同年 4 月 19 日より前の同年 3 月 29 日から同年 4 月 19 日までの間、C 証券株式会社又は D 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己、E 又は F 名義で、自己の計算において、株式会社キャビンの株券合計 4 万株を買付価額 1900 万 3000 円で買い付け、

第 2 平成 19 年 6 月ころ、株式会社ファーストリテイリングと業務提携契約を締結していた、東京都新宿区西新宿三丁目 15 番 5 号に本店を置き (当時)、衣料品の製造、加工及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた株式会社キャビンの取締役であった B から、同人が同契約の履行に関し知った、株式会社ファーストリテイリングの業務執行を決定する機関が、株式会社キャビンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同年 7 月 23 日より前の同年 6 月 11 日から同年 7 月 19 日までの間、C 証券株式会社又は D 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己又は F 名義で、自己の計算において、株式会社キャビンの株券合計 7 万 2000 株を買付価額 3828 万 3000 円で買い付け

たものである。

- 課徴金の計算の基礎

(1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実又は公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後における価格に

当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

① 別紙1の第1に係る課徴金の額

(623円×40,000株)

－ (443円×11,000株+445円×4,000株+446円×1,000株  
+447円×9,000株+517円×1,000株+518円×7,000株  
+519円×2,000株+540円×5,000株)

=5,917,000円

② 別紙1の第2に係る課徴金の額

(708円×72,000株)

－ (517円×10,000株+518円×5,000株+519円×2,000株  
+520円×3,000株+522円×1,000株+525円×16,000株  
+526円×1,000株+527円×1,000株+528円×10,000株  
+529円×2,000株+535円×6,000株+552円×5,000株  
+554円×3,000株+555円×2,000株+574円×5,000株)

=12,693,000円

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)でそれぞれ計算した額の1万円未満の端数を切捨て。